

# 静岡県屋外広告物審議会 会議録

令和5年7月31日（月）  
県庁本館4階議会403会議室

午後2時30分開会

○司会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから静岡県屋外広告物審議会を開会いたします。

私は、司会を務めます、景観まちづくり課の池谷と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして定足数の御報告をいたします。

本日の会議には、全委員13名のうち12名の御出席をいただいております。したがって、県屋外広告物審議会規則第4条に規定する「委員の半数以上の出席」の条件を満たし、定足数に達しておりますことを御報告いたします。

次に、当審議会の委員の異動がございましたので、御報告いたします。

前回の審議会以降に新たに御就任されました委員を御紹介いたします。

まず、静岡県議会産業委員会委員長、市川様でございます。

○市川委員 市川です。よろしくお願いいたします。

○司会 次に、同じく県議会建設委員会副委員長、藤曲様でございます。

○藤曲委員 藤曲です。よろしくお願いいたします。

○司会 それから、本日急用により欠席となりましたが、静岡県警察本部生活安全部長、水嶋様が新たに御就任しております。

以上3名の皆様に委員に御就任いただきました。

次に、資料の確認をお願いしたいと思います。

（資 料 確 認）

○司会 それでは、審議に先立ちまして、県交通基盤部都市局長の望月から御挨拶を申し上げます。

○望月都市局長 皆様、改めましてこんにちは。静岡県の都市局長をしております望月でございます。

本日は、お忙しい中、また本当にお暑い中、この静岡県屋外広告物審議会に御出席をいただきまして本当にありがとうございます。また、ちょっと会場、冷房の利きが悪くて、暑い中で御審議をいただくようになってしまいまして大変申し訳ございません。

本審議会は、静岡県屋外広告物条例により、屋外広告物に関する重要事項を決定する際に、調査・審議するための諮問機関として設置をされております。これまで、屋外広告物の規制地域や許可基準などについて御審議をいただき、その内容を踏まえ、条例の目的である良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止などを図ってきているところでございます。

前回、今年1月の審議会では、伊豆縦貫自動車道河津下田道路の河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジまでの3 km区間の開通に伴う屋外広告物規制について御審議をいただいたところでございます。

伊豆半島は、さきのオリンピック開催を契機としまして、規制強化や違反広告物対策に取り組んでおりまして、この違反広告物対策を全県に広げ、富士山周辺、大井川の牧之原大茶園、浜名湖の各広域景観協議会等を通じまして、各市町と是正指導のノウハウ等を共有し、連携して取組を継続しているところでございます。

本日御審議いただきますのは、小山町の工業団地造成に基づく町道の新設と、湖西市の工業団地や市中心部へのアクセス道路となる市道開通に伴う屋外広告物の規制についてでございます。関係市町と一緒に、規制の必要性や内容について検討を重ねてきたものでございまして、本日委員の皆様方に御議論をいただきたいというふうに考えてございます。

県といたしましては、今後も良好な景観の形成を目指し、屋外広告物行政を積極的に推進してまいりますので、引き続き御支援、御協力を賜われますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○司会 最後に、事務局からでございますが、審議中の御発言につきまして、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクをお使いいただくようお願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、会長からお願いをしたいと思います。

○岡田会長 はい。承知いたしました。

皆さん、改めましてこんにちは。日本大学理工学部まちづくり工学科の岡田でございます。

ます。これより先は、私、会長のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

審議に先立ちまして、先ほど事務局からもお話がありましたとおり、かなり室内、気温が高くなっておりますので、適宜この「おいしい静岡県の天然水」、これを補給しながら、円滑な調査・審議にお付き合いいただけたらと思います。また、体調が悪くなった場合には、無理せずに、遠慮なく事務局のほうにお申し出いただけたらと思います。

それでは、ただいまから議事の審議に入りますけれども、まず、この本審議会は、情報提供の推進に関する要綱に基づきまして、公開で行うこととしておりますので、あらかじめ御了承いただきたく申し上げます。

並びに、事務局への確認ですけれども、本日傍聴者は不在ということですのでよろしいでしょうか。

○勝又景観まちづくり推進班長 はい。一般の方はいらっしゃいません。

○岡田会長 はい。承知いたしました。

それでは、本日の議題は、静岡県知事から諮問のありました、第1号議案 屋外広告物の表示等を規制する地域の指定についてということで、この内容について事務局から御説明をお願いいたします。

○森西景観まちづくり課長 景観まちづくり課長の森西と申します。どうぞよろしくお願いたします。着座で、すみません、お願いしたいと思います。

まず、議案の説明に先立ちまして、本県の屋外広告物制度の概要、そして今回の議案の関連する内容について、景観まちづくり推進班の勝又班長から説明をさせていただきます。

○勝又景観まちづくり推進班長 勝又でございます。屋外広告物の条例について、簡単に私のほうから説明させていただきます。

お手元の、黄色い表紙「議案参考資料」の1ページ目をお開きください。

上段の資料です。

まず、屋外広告物制度の大本を定める法律、屋外広告物法では、その目的について、「良好な景観の形成、風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」としてあります。この2つの目的を達成するため、法律では、「屋外広告物や屋外広告業についての必要な規制を、県、政令市などが条例で定めることができる」としており、静岡県でも昭和49年に条例を制定しました。

その後30回ほど改正をしておりますが、平成10年におおむね現在の規制の形となる大きな改正をしております。

条例における規制の内容ですが、広告物の設置を禁止する地域、広告物を設置する場合の設置方法や表示の制限、違反広告物に対する措置・除却、屋外広告業者の登録制度となります。

続けて下段の資料です。

静岡県屋外広告物条例の適用市町と許可事務の所管について御説明します。

屋外広告物を設置する場所、どこの市町に設置するかにより、適用となる条例や許可事務の所管が異なります。屋外広告物条例は、県、政令市以外に、景観法における景観行政団体となった市町も独自の屋外広告物条例を制定することができます。

注釈を御確認ください。

これは、景観施策は地域住民の生活に密着するものであることから、地域の実情に合わせたきめ細かい対応を図るため、基礎的自治体である市町が中心的役割を果たすことが望ましいという考えに基づくものです。

県内では、9つの市が独自の屋外広告物条例を制定しています。

表を御覧ください。このことから、県の条例は、政令市、独自条例市以外の12市と12町に広告物を設置する場合に適用されます。

なお、屋外広告物の許可事務は、権限移譲により県の条例が適用される12市においても各市が行っています。

続けて、2ページ目上段の資料です。

次に、屋外広告物の規制内容ですが、広告物を設置する場所と広告物の種類に応じて規制の内容が変わってきます。

まず、設置する場所について、特別規制地域、普通規制地域、規制地域外と3つの区分をしています。特別規制地域は、自然景観や良好な沿道景観等を保全する必要がある地域で、原則屋外広告物の設置を禁止している地域です。しかしながら、屋外広告物は、社会経済活動上欠かすことができないものでもあるので、そのような広告物は、許可を受けることで設置することができます。具体的に申し上げますと、一定の面積を超える自家広告物や、やむを得ず設置する案内図板などが当たります。なお、別途大きさ等の許可基準を設けており、その基準に適合する必要があります。

普通規制地域は、活発な都市活動が展開されている地域で、原則許可を受ければ広告

物を設置することができる地域です。

また、規制地域外は、特に許可なく屋外広告物を設置することができます。

続けて、下段です。

では、規制地域の定め方ですが、地図にありますように、静岡県では、道路や鉄道沿い何メートルの範囲を規制地域とするように、「〇〇市」「〇〇地区」といった面的というよりは、線の周りを主として規制地域としています。特別規制地域は、東名や新東名高速道路、知事が告示で定めた道路・鉄道・河川・海岸の周辺等が該当し、そのほか重要文化財や有形文化財の周辺や、面的なものとして低層住居専用地域等としています。

なお、指定した道路の周辺でも、主要な市街地は除いて普通規制地域としています。

普通規制地域は、知事が告示で定める道路・鉄道・河川・海岸の周辺と、面的な地域では都市計画法の低層住居専用地域以外の商業地域といった用途地域が該当します。

地図にありますように、赤い色で示した特別規制地域は、伊豆半島や東部に多いことが分かります。これは、伊豆半島の魅力的な自然景観や富士山景観を保全するために特別規制地域にしていることによるものです。

続けて、3ページ目上段の資料です。

今回の議案は、小山町と湖西市の新規道路の開通に伴い、沿道地域を周辺の良好な景観の形成及び風致の維持のために屋外広告物の表示等を制限する地域に指定するものです。

小山町における、今回の指定の対象となる道路は、左の地図にありますように、上野工業団地をぐるりと囲むピンク色の町道3099号線と、工業団地と県道山中湖小山線を結ぶ赤色の町道3078号線となります。本日供用開始ということになっております。

今後、ピンク色の町道3099号線は国道246号と接続予定となっております。

この地域は市街化調整区域となっておりますが、地区計画の策定により一帯を工業団地として整備している地区となっております。約20km西に富士山が位置しており、写真のとおり道路からは富士山を望むことができます。

続けて、下段です。

湖西市における、今回の指定の対象となる道路は、左の地図にありますように、国道1号浜名バイパス大倉戸インターチェンジから市道古見新居線に接続する、赤色の市道大倉戸大平線です。先週9月30日に供用開始と発表がございました。こちらも市街化調整区域となりますが、地図上の新幹線の南側、紫色の市道古見新居線に沿って、西側は

工業専用地域に用途指定し、土地区画整理事業により工業団地が造成されており、工業団地や湖西市街地へのアクセス道路となっています。写真のとおり山林を切り開いた道路となっております。

以上、屋外広告物制度と本日の議案の関連事項について御説明しました。

続いて、課長から議案の内容を説明いたします。

○森西景観まちづくり課長 お手元の青い表紙「議案書」をお開きください。

今回御審議いただく内容は、第1号議案 屋外広告物の表示等を規制する地域の指定についての1件でございます。

1 ページ目をお開きください。

1号議案は、静岡県屋外広告物条例第27条第1項の規定に基づいて、知事から静岡県屋外広告物審議会、岡田会長宛てに諮問されております。

続いて2ページをお開きください。

第1号議案の概要は、屋外広告物の表示等を規制する地域の指定についてです。

指定内容についてです。

上段の、本日供用開始となる小山町道3078号線の全区間と、小山町道3099号線と小山町道3078号線との南側交差点から北側交差点までの区間及びその区間の両側800mを特別規制地域に指定するもの、下段の、令和5年9月30日供用開始予定となる、湖西市道大倉戸大平線の全区間及びその区間両側100m、これを普通規制地域に指定するものとなります。

続いて3ページを御覧ください。

1 「指定理由」を説明いたします。

まず、小山町道ですが、当該路線は、上野工業団地を囲む道路として新たに整備され、この道路から富士山を望むことができます。周辺の県道等は、富士山の景観を重視し、沿道800mの特別規制地域に指定し、沿道景観を保全していることから、当該道路についても同様に特別規制地域に指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、沿道景観を保全するものであります。

続きまして、湖西市道ですが、当該路線は国道1号浜名バイパスから湖西市街へ向かう都市計画道路の一部として整備している道路となります。当該路線の開通により、国道1号から湖西市街へのアクセス道路として交通量が増加する見込みであることから、沿道100mの普通規制地域に指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、沿道景観を保

全するものであります。

2の「施行期日」についてです。

小山町道については、本日供用開始となりますので、令和5年8月10日施行、湖西市道については、供用開始が9月30日となることから、令和5年9月1日から施行することといたします。

続いて、4ページをお開きください。A3横長の図面となります。

「小山町 位置図及び規制図」について説明いたします。

今回開通する区間は、図面中央の、ピンク色で示した町道3099号線と赤色で示した町道3078号線となります。

この開通する路線の周りですが、主に図面真ん中から上にかけての黄色い線の県道山中湖小山線や、図面の左下の黄色線の県道須走小山線の沿道800mなど、赤色のチェック柄で示した特別指定地域、また小山町内で、他の路線により特別規制地域となっていない国道246号沿線の500mなどの緑色のチェック柄で示した普通規制地域となっております。

この国道246号の普通規制地域は、山間の道路となっており、道路からは遠くが望めず、普通規制地域となっております。

今回、ピンク色と赤い色の路線沿線800mを特別規制地域に指定しますと、青色の破線の範囲が指定されますが、既に他の路線により特別指定地域に指定されている区域が多く、青色のチェック柄で示した部分が新たに特別規制地域となります。

また、道路からの規制距離についてですが、議案参考資料の5ページを御覧ください。

こちらは、ほぼ現在の規制の形となった平成10年の条例改正前に審議会にて審議されました、指定地域の指定の基本方針となります。下線を引いた、ウ「富士山の景観を重視したい道路については、800mの特別規制地域」としており、この小山町道からは、先ほども写真で見ていただいたように富士山の望める道路のため、こちらに沿った指定としました。

続いて、議案書の5ページをお開きください。

「湖西市 位置図及び規制図」について説明いたします。

今回開通する区間は、赤色の線で示した市道大倉戸大平線です。

赤の矢印で示した、この道路の起点であります大倉戸インターチェンジ付近は、国道1号浜名バイパスの沿線300mの赤いチェック柄の特別規制地域、県道新居浜名線の沿線

500mの緑色のチェック柄の普通規制地域に、また赤の△印で示した終点付近は東海道新幹線の沿線500mの特別規制地域、沿線1,000mの普通規制地域となっており、先ほども説明したとおり、終点の西側は工業専用地域に用途指定されており、こちらは用途地域の指定による普通規制地域に、ただし新幹線沿線の特別規制地域と重なる部分においては、より厳しい特別規制地域となっており、今回この市道大倉戸大平線の沿線100mを普通規制地域に指定しますと青色の破線の範囲が指定されますが、青色のチェック柄で示した部分が普通規制地域となります。

道路からの規制距離ですが、再び議案参考資料の5ページをお開きください。

下線を引いた、キ「景観保全のため必要な地域に500mの普通規制地域」に基づきますが、下段の県の運用方針を示してございますが、見通し等、道路周辺の状況を踏まえ、先ほど写真で御覧いただいたとおり、周辺が開けていないため100mの規制としました。

最後に、さきに行われましたパブリックコメント及び縦覧の実施結果について、御報告いたします。

黄色い表紙、「議案参考資料」の6ページをお開きください。

まず、パブリックコメントの実施結果について、御説明いたします。

ただいま説明いたしました議案に関して、6月12日から7月10日までパブリックコメントを実施し、意見を募集しました。意見の募集は、県ホームページへの掲載や、屋外広告業団体に通知するなど広く周知をいたしました。その結果、お1人の方から1件の御意見がありました。

いただいた意見の概要と県の考え方を下の表でまとめてございますが、原案を修正するものではないと考えております。

内容は、今回の指定は賛成できるが、地域によっては規制基準が異なり統一感がないということ、案内看板の規制の在り方についての御意見でした。

県といたしましては、景観行政団体である各市町は、景観計画を定め、景観計画に基づく独自条例を制定している市もあり、県と市で規制内容に一部差異があること、案内看板も、特別規制地域と普通規制地域で扱いが異なることなど、各地域の実情に応じたルール設定としていますが、県と市町で、規制内容の情報共有を含め、連携して屋外広告物の適正化に向けた取組を進めてまいります。

以上で1号議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○岡田会長 はい。どうもありがとうございました。

ちょっと情報が盛りだくさんなので交通整理したいと思いますが、まず、黄色い表紙の資料の2ページ目のところで、「地域による設置等の規制」というマップがございまして。色づけされているのが各種規制の地域が表示されているんですが、このグレーのハッチのところは、市町の独自条例で特に色づけがされていないということで、全く規制がないということではないという理解でいいですね。

○森西景観まちづくり課長　そうです、はい。

○岡田会長　それと、隣の3ページ目のところで現地の様子がかがえると思います。

本件、議案は1件ですが、対象地域が2地域になっています。小山町道と湖西市道ですね。

それで、今事務局から御案内がありましたとおり、小山町道は、御覧のとおり富士山の眺望が優れた道路景観になっていまして、道路の線形によっては富士山が右へ動いていたり左へ動いていたりというような、非常に富士山の眺望が楽しめる道路というようなことがうかがい知ることができます。

また、湖西市の市道については、どちらかという、すぐれた眺望というよりは樹林景観ですね。両側沿道が樹林景観が続いていくというようなことで、富士山ほどの優れた眺望ではないんですが、やはり樹林景観、並びに交通量がこれから増えていくという状況から、沿道100mの範囲での普通規制地域というようなことでいくと。

翻って、小山町道については、優れた富士山への眺望ということで、特別規制地域で800mをかけるというような御説明であったと思います。

それで、同時に質問、意見を収集すると散らかってきてしまいそうなので、小山町道と湖西市道のそれぞれについて、分けてまず質問、意見を受けてまいりたいと思います。

先だって、まず小山町道について、情報確認というようなことの意味で、まず質問からお受けしたいと思いますけれども、どなたか質問等おありでございませうか。小山町道ですね。

○金田委員　金田と申します。

小山町のほうで、わずかに規制から外れてしまった白いところが、何か池の側みたいなところが残って、それから普通規制も若干残ってしまっているんですが、ここは、しなくてもよかったところなのか、その御判断を知りたいと思いました。

○岡田会長　ちょうど境界部のところですね。

○金田委員　そうですね。ちょっとだけ残しちゃったので、逆に気になる。ここは入れと

いてもよかったんじゃないかな、みたいなどころがあるんですけど。

○岡田会長 事務局、いいですか。

○森西景観まちづくり課長 ここは調整池ということで、あまり屋外広告物の関係に影響はないというふうに判断しまして、今区域から外れているということに考えています。

○金田委員 普通規制が少し残っている部分もございますよね。

○森西景観まちづくり課長 そうですね、はい。

○金田委員 ここは、普通規制があるということは、広告物を出す可能性もある部分かなと思うんですけど、これだけ周囲から狭まってきていて、ここだけ残されてしまったのは、何かもったいなかったな、みたいな感じがするんですが。

○森西景観まちづくり課長 ちょうどこの白いところがですね、先ほど申したように、調整池、池であるものですから影響ないということで、現地も確認して判断をしたというところですよ。

○金田委員 ええと、普通規制地域が残っているところがありますよね。緑色で。そこもですか。

○森西景観まちづくり課長 同じですね。

○岡田会長 よろしいですか。現場を確認して、特に影響がないだろうという判断の下に現状のこの図面のおりになっているということで御理解いただけたらと思います。

そのほか、質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○切岩委員 今の町道のところの800mの範囲の、点線で囲まれた範囲内のところの、今工業団地を整備しているところの新規指定の青バツテンが、広い範囲がございますよね。

それは、もともとここは普通規制地域だったんですよね。

○森西景観まちづくり課長 そうです。

○切岩委員 それで、指定の理由としてですね、湖西のほうは無指定のところなので分かるんですけど、小山町のほうの、要するに「特別規制地域に指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ」というのは、もう既に普通規制地域なのに無秩序な屋外広告物があるということが、ちょっと納得いかないというか、何か表現的に変なんですよ。湖西市は分かるんですけど。あらかじめ普通規制地域であれば、条例に基づいたものが——現状ははっきり分かりませんが、できることですので、無秩序にはならない。無秩序というと、でたらめというか、いい加減という表現になるんですけど。ですから、この無秩序という言葉があると、何かちょっと気になったんですけど。

○森西景観まちづくり課長 この上野工業団地、今造成をしておりますけれども、これから新しくできる工業団地でありまして、企業さんも入ってくるし、周辺の道路も北側に抜ける道路ということでもありますので、やはり屋外広告物については、違反じゃないですけど、そういうふうな可能性があるものですから、無秩序などということ、そういうものを防ぐということで考えてはおります。

○切岩委員 既に今、普通規制地域であればですね、現実看板がなくても——無秩序という言葉が変なんです。条例に基づいて普通規制地域にあるものならですね、現実は何もないかもしれないんですけど、言葉的に、これはないほうが自然になると。中身的には問題ないんですけど、言葉的にちょっと引っかかったものですから。

○勝又景観まちづくり推進班長 おっしゃるとおり、普通規制地域なので、普通は許可を受ければ確かに広告物は掲出できるということなんですけれども、もともとここは道路がないところだったものですから、道路ができることで何かしらの広告物が増えるんじゃないかという趣旨で、こういった表現を使っております。

○岡田会長 つまり、現状道路がないところに新たに道路を引いて、その道路ができたと同時に無秩序な広告物が、ともすると違反的に出てきてしまうという懸念から、多分この無秩序という言葉が使われたんじゃないかと思うんですけども。

○切岩委員 まあ、特別規制地域でも普通規制地域でも、無秩序なものは両方ともあるものですからね、逆に。ただ、一応条例上普通規制地域に今現状なっているものですから、それに対してただちょっと思っただけで。

○岡田会長 多分、性悪説か性善説かで、条例があれば、性善説で捉えれば「無秩序」というのは違和感あるかもしれないんですけど、性悪説で、いわゆる条例違反で、新しい道路ができたと同時に広告物も出してしまうなんて、特に野立て広告とか、簡単に除却ができるような簡易なものも置かれてしまったりなんていうことになると、これはまずいだろうという、そういう懸念で無秩序という言葉を使っているというのが事務局側の回答ではないかなと思うんですけど。

事務局、その理解で正しいでしょうか。よろしいですか。

○森西景観まちづくり課長 はい、そうです。

○岡田会長 ということで御理解いただけますでしょうか。

○切岩委員 はい、分かりました。

○岡田会長 そのほか質問、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、御意見ある場合にお受けしたいと思いますけれども、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、もう1つの地域、湖西市の市道ですね。これについて質問があればお受けしたいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

特にないようでしたら、御意見賜わりたいと思いますけれども。

まあ、小山町道とは違って樹林地の道路景観というようなことでありますので、800mほどの距離を取るというよりは、100mという身の丈に合った範囲を規制しよう。やはり規制の範囲が広くなれば広がるほど、いわゆる監視もいろいろ複雑になってきますし、やはり適当な距離単位の設定というのは非常に大事なことだと思います。まあ100mというのは妥当だと思いますけれども。

特に質問等、御意見等ないようでしたら、最終的な決に入りたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、特に御異論がないようでしたら採決に入りたいと思いますけれども、まずこの1号議案について、御異議があればお申し出いただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岡田会長 よろしいでしょうか。それでは、異議がないようですので、この第1号議案については原案を了承することとさせていただきます。御審議どうもありがとうございました。

それでは、最後に報告事項がありますので、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○森西景観まちづくり課長 お手元の、緑色の表紙、「報告事項」の1ページ目をお開きください。

こちらは、屋外広告物規制地域に係る告示の改正についてです。

令和6年1月1日付けで、浜松市行政区再編に伴い、告示中における行政区の表記を改正するものであります。特別規制地域、普通規制地域ともに、一般国道301号の指定する区間の表記で、「浜松市北区」を「浜松市浜名区」に、「浜松市西区」を「浜松市中央区」に、2ページ以降の資料にあります浜松地区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例に基づいて改正いたします。

令和5年12月中の告示改正を行い、令和6年1月1日付け施行とします。

以上、報告事項の説明を終わります。

○**岡田会長** はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局の報告事項について、質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日の用意されている議案は以上というふうに理解しておりますけれども、事務局、それでよろしかったですか。

それでは皆さん、調査・審議に御協力いただきましてありがとうございました。

本審議結果でございますけれども、第1号議案については、原案どおり異存のない旨を静岡県知事に答申いたします。円滑な議事の進行に御協力いただきましたことを、重ねまして厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは進行を事務局のほうにお返しいたします。

○**司会** 岡田会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、静岡県屋外広告物審議会を終了いたします。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。

午後3時11分閉会